

長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会設置規約(平成22年1月20日)第13条第2項の規定に基づき、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 委員の報酬の額は、日額4,000円とし、費用弁償の額は、日額500円とする。ただし、国、公安委員会及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員については、これを支給しない。

(旅費)

第3条 協議会の委員が、協議会の職務を行うために長洲町以外の区域に出張するときの旅費の支給は、長洲町報酬及び費用弁償条例(昭和39年長洲町条例第5号)の例による。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月20日から施行する。